

1 募集要項

(1)参加資格

姫路市内に所在する店舗で、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。ただし、次の店舗を除きます。

- ① 下記「(2)商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品を主として取り扱う店舗
- ② 姫路市の入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けている者が経営する店舗
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）が経営している店舗、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している店舗、その他、店舗関係者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗
- ④ 必要となる官公庁の適切な許認可（食品衛生法、旅館業法、住宅宿泊事業法などで規定される許認可）を得ず営業している店舗
- ⑤ その他、商品券の参加店舗として発行者が適当と認めないもの

(2)商品券の利用対象にならないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ（紙巻たばこ、加熱式たばこ）の購入
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預入れ
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑧ 特定の宗教及び政治団体と関わるもの
- ⑨ デジタル商品券の交換又は売買
- ⑩ 医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む）
- ⑪ その他、公序良俗に反する取引等、当該商品券の発行趣旨にそぐわないもの

(3)デジタル商品券システムの注意事項

万一、システムを停止する場合は事前に連絡します。

ただし、以下の事象が生じた場合、通知又は公表が緊急停止後となる場合がありますので予めご了承ください。

- ① 天災地変、地震、停電その他の災害等により、本件システムの提供ができない場合
- ② 発行者が運営するアプリ等の機能その他本件システムに不具合が生じた場合
- ③ 本件システムの保守又は点検に必要な場合
- ④ 不正な取引が発生した疑いがあり、発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合
- ⑤ 本件システムを利用した取引に関する情報の漏えいが発生し、発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合
- ⑥ その他発行者がやむを得ない事由により本件システムを停止すべきと判断した場合

2 誓約事項

- ① 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ② 商品券を使用できない商品（例：たばこ）に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- ③ 店舗独自で商品券が使用できない商品、現金やクレジットカード等との併用やサービス券・ポイント類の扱い、やむを得ず商品券の利用を一定期間停止するなどの場合は、事前に周知します。
- ④ 偽造・悪用・濫用など不正な方法で取得されたデジタル商品券は受け付けしません。
- ⑤ お支払金額は利用者と店舗の相互確認とし、欠損等が生じた場合は全て自己責任とします。
- ⑥ 商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退は致しません。
- ⑦ 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- ⑧ 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑨ 商品券の取扱に関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ⑩ 店舗名・所在地・電話番号・営業日・営業時間・URL・業種の公表（専用ホームページ、アプリに利用可能店舗として掲載）について同意します。
- ⑪ 登録する店舗は、「(2)商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品を主として取り扱う店舗ではありません。

3 その他

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、利用者向けの商品券専用アプリや専用ホームページにより広報します。
- ・「姫路しらさぎ商品券」のデザインを広告等において使用する場合は、事前に事務局の承認が必要となります。承認後、専用ホームページに格納している画像をご使用いただけます。（しるまるひめは加工不可）
- ・ご登録いただいた個人（店舗）情報は、姫路しらさぎ商品券発行事務局が、本事業の運営に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。また、次回以降の本事業で参加店舗登録手続きの簡略化のために利用させて頂く場合があります。
- ・令和7年3月末日をもって事務局は閉鎖し、換金データ類は削除します。令和7年4月以降の換金照会には一切応じられません。